

生活困窮者自立促進支援 モデル事業報告書

高知市生活支援相談センター

はじめに

平成 25 年 11 月、高知市本町 4 丁目に生活困窮者自立支援事業モデル事業として、「高知市生活支援相談センター」を開設して、約 2 年が経過しました。

平成 24 年 4 月、国において、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置され議論が進められ、その取りまとめを踏まえ、平成 25 年 12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。本市では、平成 23 年度から、生活保護や生活困窮の子どもたちなどへの学習支援を行う高知チャレンジ塾を実施し、貧困の連鎖の防止に向けた取組を進めていましたが、法の施行に先駆けて、国が平成 25 年度からモデル事業を実施したことから、積極的にこの事業に参加し取り組んできたところです。

事業実施にあたっては、福祉事務所を所管する高知市と地域福祉の推進や様々な生活課題への支援を行っている高知市社会福祉協議会の連携が不可欠と考え、関係者による運営方式とし、就労支援も視野に入れ、「高知公共職業安定所」と「こうち若者サポートステーション」にも参加いただき、4 者で運営協議会を立ち上げ、センターを運営することといたしました。

本市においても、リーマンショック以降、生活保護率は急増し、平成 24 年度には 38% を超え、現在、やや減少傾向にあるとは言え、引き続き高い水準で推移しています。平成 26 年度には、当センターに 752 件の相談が寄せられています。センターでは、「断らない」、「あきらめない」、「なげださない」を 3 原則に据え、これまで、どこにも相談に行けなかった方が、気軽に相談できる場所として、潜在的で多様なニーズに応えているところです。

一方、運営面では、円滑な支援実施のため、ケースの検討や助言をいただく、司法や医療などの専門家 9 名による支援検討部会も設置しました。また、地域で支える仕組みづくりも重要と考え、日頃から顔の見える関係や情報共有を図るため、関係機関や NPO など民間の支援団体も含めた 13 団体と市と市社協で、「こうちセーフティネット連絡会」を立ち上げ、定期的に会を開催し、これまでにない連携や支援の取組も広がっています。

本年 4 月から法が本格施行となり、全国の福祉事務所設置自治体による新たな取組が始まっています。生活困窮者自立支援の取組は、個人個人への支援のみならず、地域社会の基盤強化を図るとともに、少子高齢化の急速な進展の中で、新たな地域の支えあいやつながりを広げる重要な取組です。

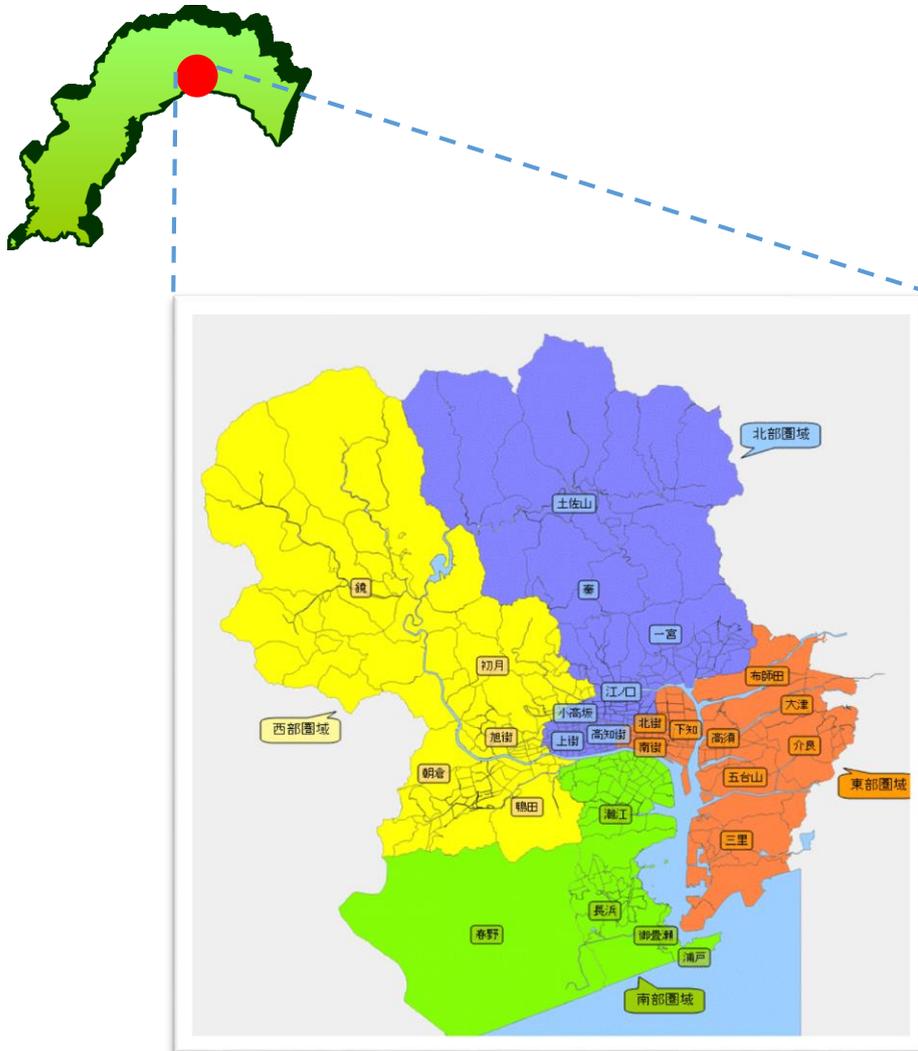
これまでの取組を総括し、本市の現状や課題を明らかにし、今後の活動に活かしていくために報告書を取りまとめました。関係機関、関係団体、支援団体のみなさんに積極的にご活用いただき、さらに生活困窮者自立支援の取組が、大きく広がることを願っています。

平成 27 年 12 月

高知市生活困窮者自立促進支援事業運営協議会

代表 村岡 晃

高知市は、四国山地以南の高知県中部に位置しています。



- 人口 : 335,855人
- 世帯数 : 161,880世帯
- 高齢化率 : 約27.0%
- 生活保護率 : 約38.0‰

(※数字は全て平成27年3月31日現在)

目次

1	事業概要	
	(1)センターの概要	1
	(2)センターの開所まで	1
	(3)センターの支援体制	2
2	相談実績	
	(1)初期相談件数の推移	4
	(2)相談者と相談経路内訳	5
	(3)男女比率	6
	(4)年代別割合	7
	(5)初期相談内容について	8
	(6)関係機関からつながったケース	9
	(7)生活保護法との関連性	10
	(8)その他の支援（※平成26年度における実績）	10
	(9)支援調整会議	11
3	包括的なネットワーク構築に向けて	
	(1)こうちセーフティネット連絡会	12
	(2)支援検討部会	13
	(3)庁内連絡会	14
4	活動状況	
	(1)平成25年度の活動実績	15
	(2)平成26年度の活動実績	17
	(3)モデル事業における広報・周知活動	21
5	モデル事業の考察	
	(1)モデル事業の効果	23
	(2)モデル事業の課題	29
6	参考資料	32

1 事業概要

(1) センターの概要

高知市では、平成25年11月18日より「高知市生活支援相談センター」（以下「センター」と記載。）を設置し、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的に、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を開始しました。モデル事業の間、生活困窮者自立支援法の必須事業となっている自立相談支援事業を実施してきました。

- 事業開始 2013年（平成25年）11月18日（月）
- 相談日 平日8時30分～17時30分（土・日・祝祭日は休み）
- 相談時間 8時30分～17時15分
- 人員配置 8名体制

※生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業を実施

センター長	1名
副センター長	1名
相談支援員	5名
事務員	1名

(2) センターの開所まで

高知市における生活保護率が相対的に高い傾向にあることは、以前から問題提起されてきました。社会保障審議会に設置された「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」（平成24年7月17日）にて、高知市長が「生活保護実施機関の現状と課題」として“少子高齢化”，“人口一極集中”，“市民所得の低さ”，“厳しい雇用情勢”，“医療機関の集中”，“産業基盤が脆弱”など、生活保護率の高くなっている背景を指摘していました。

■高知市生活困窮者自立促進支援事業運営協議会の設立

高知市長が生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会（平成24年4月 社会保障審議会に設置）の委員であり、新たな生活困窮者自立支援制度への取組に積極的であったこと、高知チャレンジ塾（学習援助事業）の財源確保が必要であったことが要因となり、モデル事業実施にいたしました。

当初、人材確保やモデル事業の実施主体が任意事業の実施主体又は受け皿になり得ることを見据えた場合、行政直営では運営が困難であることが予測され、主管課（福祉管理課）にて外部委託（プロポーザル方式）を検討するが、高知市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）におい

ても地域福祉活動推進計画の初年度であり受託体制が整備されていませんでした。

結果、市、市社協で組織する協議会方式をとる結論に至り、相談員については市1名・市社協4名、予算管理・制度対応は市という体制となり、就労支援の側面から「高知公共職業安定所」と「こうち若者サポートステーション」にも協力依頼することとなりました。

■センターの開所

平成25年10月に、上記の団体で構成する高知市生活困窮者自立促進支援事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設立し、同年11月18日に自立生活相談支援モデル事業としてセンターを開設いたしました。

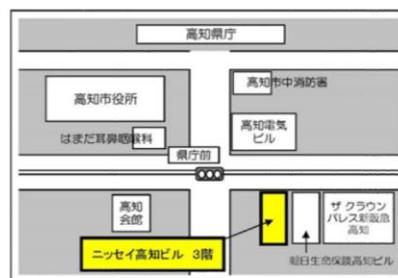
“開設場所を高知市役所周辺にすること”で検討を行い、その結果、高知市役所・本庁舎から徒歩3分の場所に立地するニッセイ高知ビル3Fに開設することとなりました。【図1】

市役所と近距離にあることから、相談者に市の窓口の紹介をしたり、相談者に同行することが容易にでき、また、市役所の窓口に来所された方がセンターに相談に来やすい、といった利点があります。

【図1：高知市生活支援相談センターの位置と業務時間について】



- 高知市本町4丁目2番40号
ニッセイ高知ビル3F
- 業務時間／
月曜日～金曜日 8:30～17:15
(土日祝、年末年始12/29～1/3除く)



(3) センターの支援体制

センター長〔高知市職員（専従）〕と副センター長〔市社協職員（兼務）〕のほか、市職員1名と市社協職員4名の計5名を専従の相談員として配置し、経理・庶務担当事務員を1名運営協議会で雇用しています。

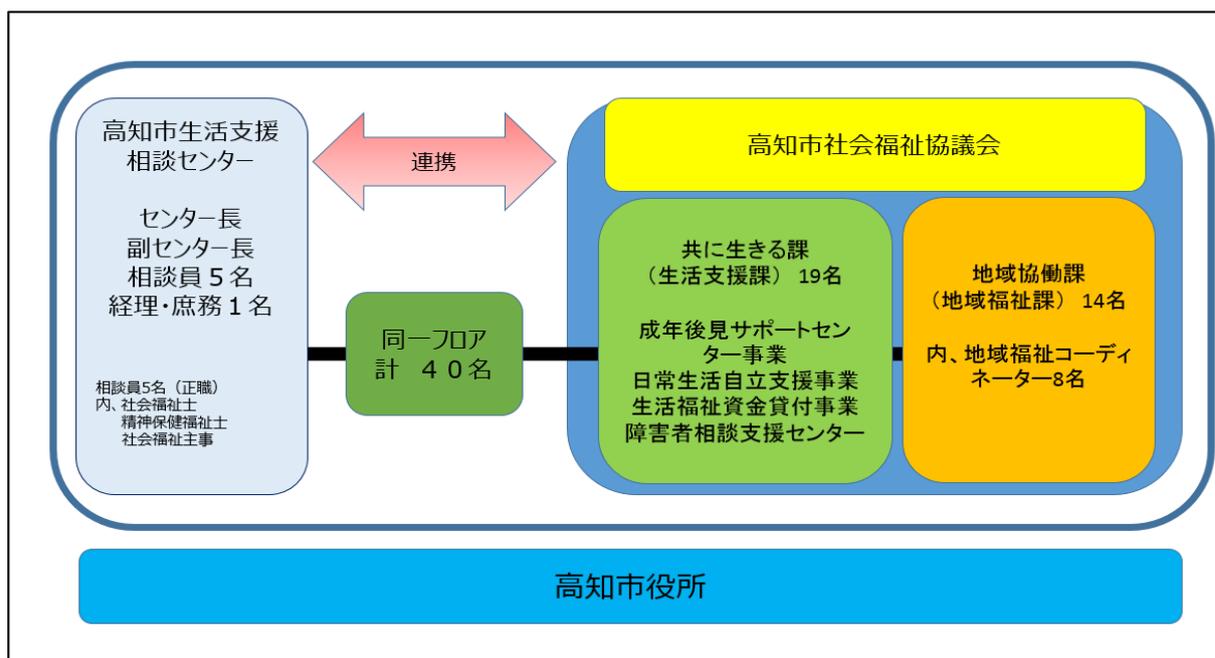
センター開所時から、生活困窮者支援の更なる支援体制を整えるため、高知市塩田町に拠点のあった市社協の業務のうち、「成年後見サポートセンター」、「日常生活自立支援事業」、「生活福祉資金貸付事業」、「地域福祉を推進する業務」及び、高知市旭町にあった「高知市障害者相談支援事業所」をセンターと同じフロア内に移しました。【図2】

これに伴い、地域福祉活動における生活困窮者のニーズの早期発見や見守り等などのアウトリーチ機能・地域との連携機能や、上記の相談支援機能を生活困窮者支援に多彩に展開ができるよう、共同体制の構築を図っています。

このように、センター開設当初から相談者に対して、より幅の広い支援体制をとり、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、広く相談を受け止め、本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じた支援が行われるよう関係機関とつながり、包括的かつ伴走的な支援を行っています。

【図2：センターと市社協の連携体制】

(注：市社協については、H27.4月時点での課名で掲載)

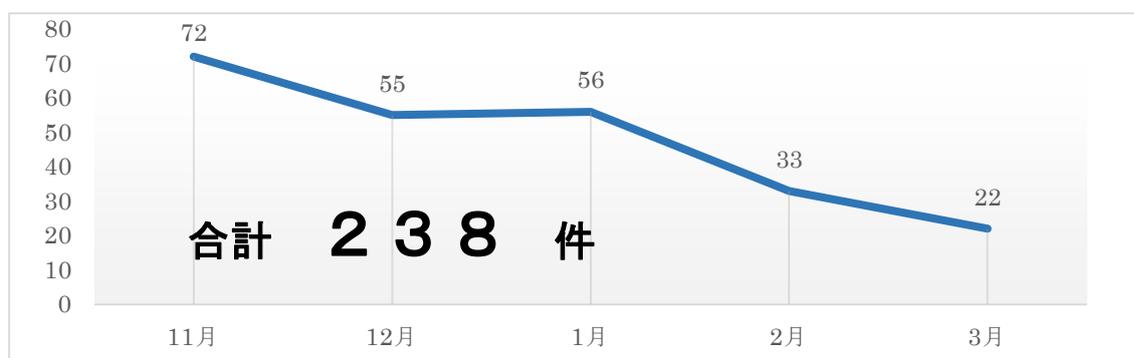


2 相談実績

(1) 初期相談件数の推移

平成 25 年 11 月 18 日のセンター開所時から平成 25 年度末まで 5 か月間の初期相談受付件数は 238 件 (月平均 48 件), 平成 26 年度については 752 件となっております。初期相談受付件数は, 平成 26 年度からセンターで受け付けた相談全てをカウントする事としており, 月平均 63 件前後で推移しています。平成 26 年 1 月末に生活困窮者自立支援法施行周知のパンフレットを市内全戸に配布したことから, 相談件数が大幅に増加しました。2 月以降パンフレットを介して相談につながったケースと確認できたものが 92 件でした。

■ (平成 25 年度データ)



初期相談受付件数	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	72	55	56	33	22	238

■ (平成 26 年度データ)



初期相談受付件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
	41	43	47	49	62	66	752
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	52	40	44	59	136	113	

※パンフレットを見て相談した… 92 件

(2) 相談者と相談経路内訳

開所当時、メディアや新聞報道の影響で困りごとを抱えた本人や家族等からの直接的な相談が多く見られました。生活困窮に限らず日常生活の困りごとまで幅広い相談が寄せられたため、初期相談件数は年度途中から支援対象者のみカウントする方法に変更したことで、年度末にかけて件数が下降する結果となりました。

なお、関係機関・関係者からの紹介ケースについては徐々に増加しましたが、開所当初はセンターがどのような対象者にどのような支援を行う役割を担っているのか、十分に周知されていなかったことから窓口にお問い合わせが寄せられました。

次に、平成26年度データでは、関係機関・関係者からの紹介でセンターに相談が入る件数が全体の約4割近くと前年度の約2割に比べて大幅に増加しています。このことから、平成26年度は生活困窮者支援に対する包括的な関係機関・団体とのネットワーク構築や、年度を通して進めてきた広報・周知活動が直接的な実績につながっていると考えられます。特に、生活困窮者自立支援法の事業概要や支援の流れを記載したパンフレットを市内の全戸に配布したことで、年度末には、より法制度の対象に近い相談ケースが多く寄せられるようになりました。

■ (平成25年度データ)

	初期相談件数						合計
	本人		家族・知人		関係機関・ 関係者から の紹介	その他 (メール等)	
	電話	来所	電話	来所			
H25年度 累計	47	100	18	18	54	1	238件
構成比	19.7	42.0	7.6	7.6	22.7	0.4	100%

■ (平成26年度データ)

	初期相談件数						合計
	本人		家族・知人		関係機関・ 関係者から の紹介	その他 (メール等)	
	電話	来所	電話	来所			
H26年度 累計	220	187	36	29	270	10	752件
構成比	29.2	24.9	4.8	3.9	35.9	1.3	100%

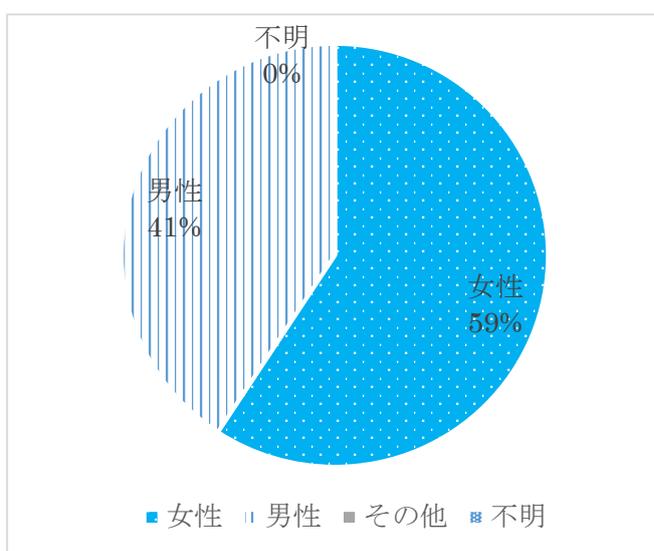
(3) 男女比率

男女比については、複数世帯の場合は相談に来られた方や課題を抱える当事者の性別をカウントしています。

モデル事業期間を通じて女性が男性を若干上回る結果となりましたが、世帯の困窮問題については主に金銭管理を行う妻や、困窮問題から世帯分離や離婚問題に至った世帯の女性からの相談が目立ちました。「不明」については知人や関係機関等から相談のあったケースで課題を抱える当事者がセンターに直接つながっていないため性別不明となっているものをカウントしています。

■ (平成 25 年度データ)

図表(3)-1

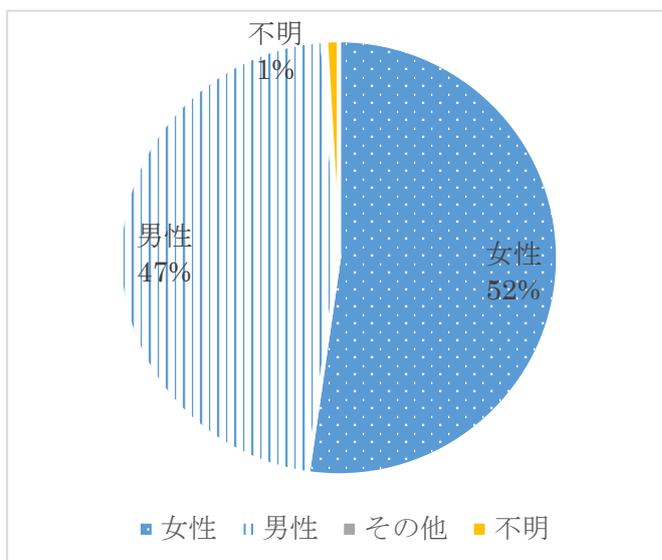


表(3)-2

①	男性	97 件
②	女性	141 件
③	不明	0 件

■ (平成 26 年度データ)

図表(3)-3



表(3)-4

①	男性	350 件
②	女性	393 件
③	不明	9 件

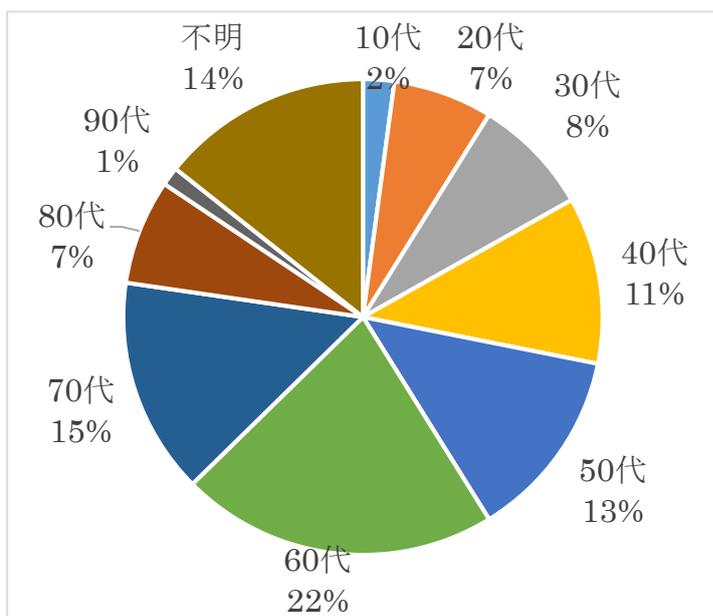
(4) 年代別割合

センターで受け付けた相談者を年代別に見てみると、40代以上の割合が全体の約7割を占めています。背景としては「年齢的な理由から就職が難しい」、「年金収入が無い」、「頼れる身寄りがいない」といった要因が多く挙げられました。

不明については、電話などでの相談で年齢が不明である方や、知人・家族からの相談で情報提供にとどまり困窮する当事者本人に結びついていないケース等がカウントされています。

■ (平成 25 年度データ)

図表(4)-1

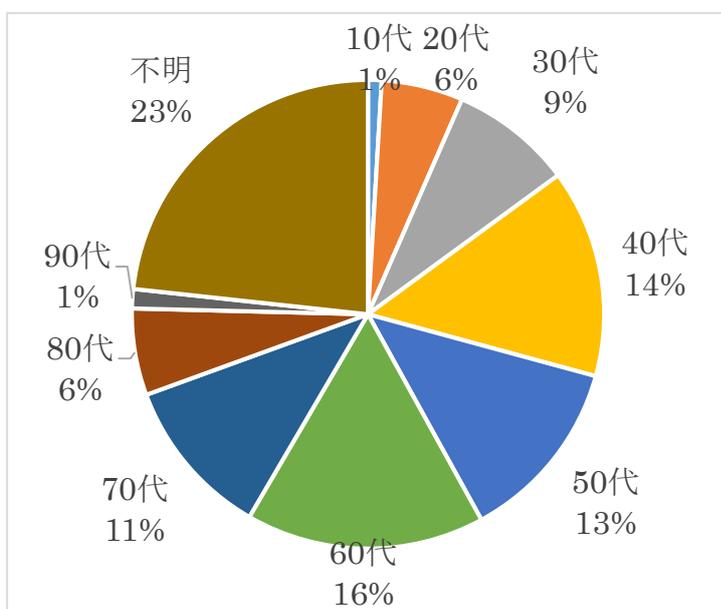


表(4)-2

10代	5件
20代	16件
30代	19件
40代	27件
50代	31件
60代	51件
70代	35件
80代	17件
90代	3件
不明	34件

■ (平成 26 年度データ)

図表(4)-3



表(4)-4

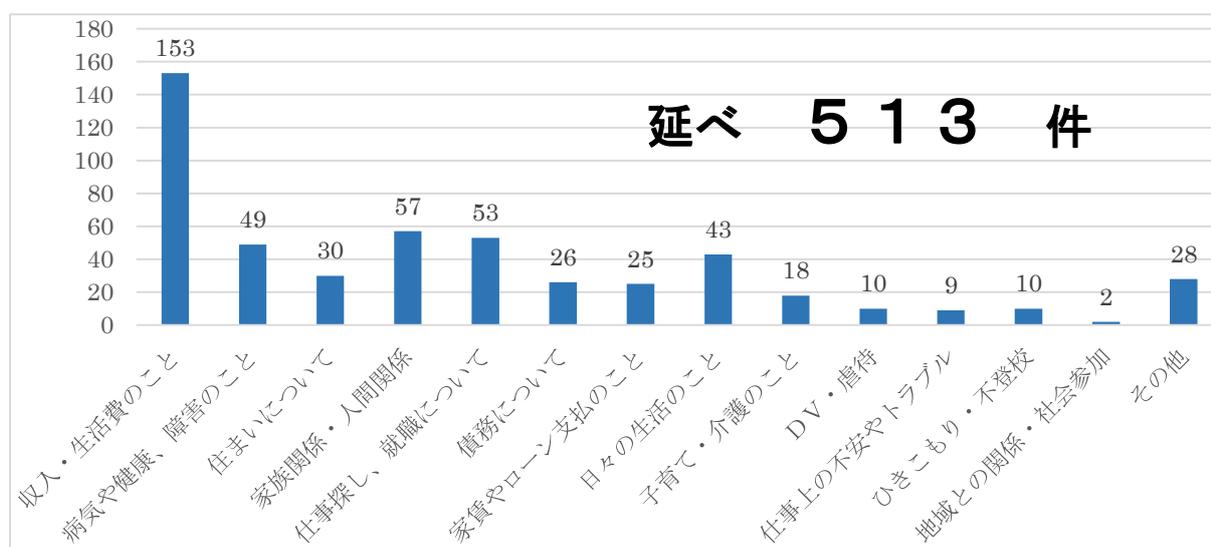
10代	7件
20代	42件
30代	63件
40代	108件
50代	96件
60代	123件
70代	83件
80代	45件
90代	10件
不明	175件

(5) 初期相談内容について

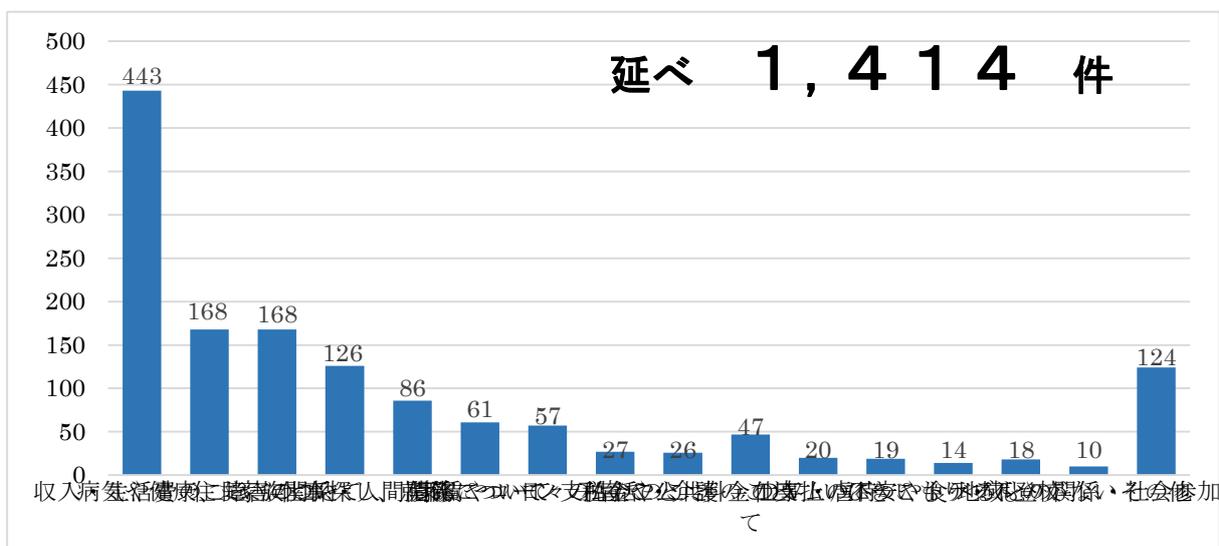
初期相談内容については、抱えている課題についてアセスメントを行った上で分類別に複数カウントした数字となっています。「収入・生活費のこと」が153件となっており、初期相談件数238件の内6割以上を占めていました。それに続き「家族関係・人間関係」、「仕事探し、就職について」、「病気や健康、障害のこと」となっており、延べ件数が513件となっていることから、課題が平均2.5件と複数にわたっている状況が明らかになりました。

平成26年度については、初期相談件数計752件に対して延べ1,414件に上り、前年度の件数や割合とほぼ同様の傾向が見られました。

■ (平成25年度データ) 図表(5)-1



■ (平成26年度データ) 図表(5)-2



(6) 関係機関からつながったケース

平成26年度の初期相談件数752件の内、関係機関等からセンターへの紹介や情報提供があり受付につながったケースが合計270件と全体の4割に近い数字となりました。平成25年度については初期相談件数238件に対して54件と全体の2割程度にとどまっていた事から、年度を通して市役所各課や数多くの関係機関への窓口周知や説明会を行ってきたことが着実にセンターの周知につながったと考えられます。

内訳は、高知市役所においては税や保険、生活保護関連の部署からが多く、一方市社協においては生活福祉資金貸付担当や地域福祉コーディネーターが各地域から情報を得たケースなどであることから、既存の事業や活動が同一フロア内において連携が図られた結果であったと思われます。

■ (平成25年度データ) 表(6)-1

関係機関名	平成25年度累計	構成比
高知市役所	17件	31.5%
民生委員	7件	13.0%
高知市社会福祉協議会 (県社協・市外社協含む)	7件	13.0%
高齢者福祉関係機関	6件	11.1%
NPO団体・民間支援団体	3件	5.5%
※ ほかに 障害者福祉関係機関, 児童福祉関係機関, 母子福祉関係機関, 法テラス高知, 高知公共職業安定所 等 14件		25.9%
合計	54件	100%

■ (平成26年度データ) 表(6)-2

関係機関名	平成26年度累計	構成比
高知市役所	75件	27.7%
高知市社会福祉協議会	52件	19.3%
高齢者福祉関係機関	23件	8.5%
民生委員	24件	8.9%
NPO団体・民間支援団体	18件	6.7%
※ 他に 母子福祉関係機関, 障害者福祉関係機関, 児童福祉関係機関, 医療機関, 消費生活相談センター, 高知公共職業安定所, 不動産会社 等 78件		28.9%
合計	270件	100%

(7) 生活保護法との関連性

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者に対し生活保護に至る前の段階で自立相談支援事業を中心に様々な支援を行うことによってその自立の促進を図ることを目的としており、現行の生活保護制度とは法制度上対象が区別されるわけではありませんが、両制度の円滑な連携の必要性については下記のデータからも推察できます。センターにおいて相談者の支援に当然必要と考えられる場合は生活保護制度へのつなぎを情報提供や同行支援などの方法で行ってきました。

■ (平成 25 年度データ) 表(7)-1

・生活保護受給中	11 件
・生活保護制度の情報提供	32 件
・福祉事務所へ同行	10 件



生活保護制度に関連する事例が…

53/238 → 全体の 約 22%

■ (平成 26 年度データ) 表(7)-2

・生活保護受給中	71 件
・生活保護制度の情報提供	220 件
・福祉事務所へ同行	39 件



生活保護制度に関連する事例が…

330/752 → 全体の 約 44%

(8) その他の支援 (※平成 26 年度における実績)

■食糧支援

生活費の手持ちが残っていないなど、緊急的に食糧支援が必要な相談者に対し、フードバンク高知やセンターで受け入れた寄付物資の提供を行いました。

回数	28 回
----	------

■物品の提供

緊急的な住居確保を行ったケースや生活困窮のため生活必需品が不足している方に対し、寄付等で受け入れた電化製品や布団等の物品提供を行いました。

回数	18 回
----	------

(9) 支援調整会議

◆随時開催方式 【ケース会と兼ねる場合】 表(9)-1

参加者	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援相談センター：担当相談員 各関係機関
内容	<ul style="list-style-type: none"> プランの適切性の協議 支援提供者によるプランの共有→役割の明確化

◆定期開催方式 【プラン全件の確認機能】 表(9)-2

参加者	<ul style="list-style-type: none"> 高知市福祉管理課：課長，課長補佐，係長，主査（内最低1名） 市社会福祉協議会：事務局次長，課長，課長補佐（内最低1名） 生活支援相談センター：センター長，副センター長，相談員2名（当月担当者，議事録作成者）
内容	<ul style="list-style-type: none"> プランの確認 場合によりプラン(案)の適切性の協議・確認 支援終了か継続(再プラン作成)かの評価 随時開催分のケース報告（評価含む）
日時	毎月25日 ※状況に応じて調整 10：00～12：00 ※プラン件数によって調整
場所	ニッセイ高知ビル3F会議室

(定期開催の実績) ※H26年7月より開催

回数	9回
ケース数 (※延べ件数)	131件

※再プラン，評価についてケース重複あり

※随時開催については定期開催と重複のため未カウント

(プラン実績) ※プラン実績は全てH26年度以降のもの

プラン作成件数	107件
終結件数	59件

3 包括的なネットワーク構築に向けて

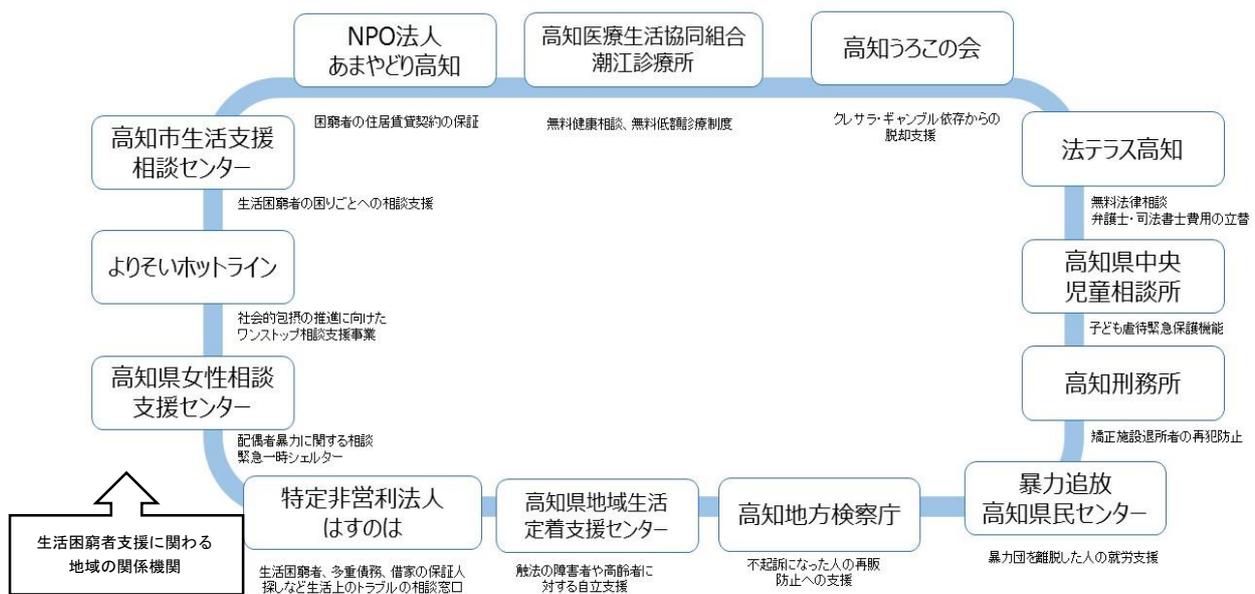
(1) こうちセーフティネット連絡会

① 目的

実務者同士の顔の分かる関係づくりと迅速かつ包括的な支援実施につなげるため、困窮者支援団体のネットワーク構築を目的としています。

② 実施状況

平成 25 年 12 月から 2 か月に 1 回、関係する 8 団体に行政と社会福祉協議会(市・県)を加えた体制で、各参加機関からの活動紹介を主な内容として始まりました。モデル事業の中で庁外連携の立場から、困窮者支援を行うために必要と思われた関係機関に参加依頼をし、16 団体に事例検討や意見情報交換を行いました。平成 26 年度は 6 回開催しました。



③ ネットワークづくりの特徴

事務局機能 オープンシステム（気軽に参加できる会）

運営をセンターが担い、生活困窮者の支援に必要な関係機関に参加依頼し、団体を増やしました。参加団体からも事例検討の発題や今後の会の在り方に対する意見を出していただき、協働しながら開催に至っています。

また、年 2 回の懇親会を企画し、一層の連携強化を図ってきました。

④ 考察

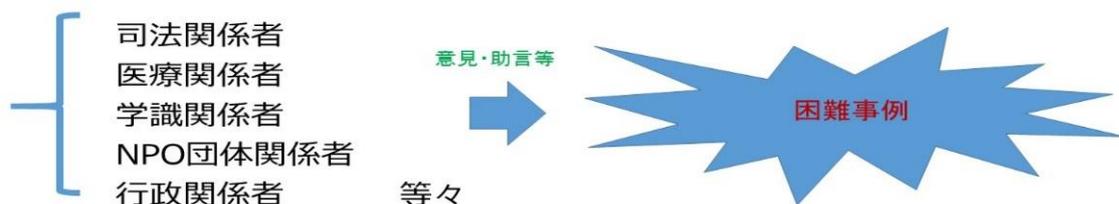
実務者同士のネットワーク構築の目的を達成しており、日々のケース対応についても円滑に連携が取れる状況となってきました。既存の社会資源の開拓や新たなサービスの創造に向け、地域の実情に応じたセーフティネットの仕組みづくりを目指す会となりました。

貧困や孤立に陥る要因や困窮者が抱える課題については、機関を超え、地域として捉えていく必要性を感じました。困窮からの脱却を目指し、労働・福祉・行政・一般企業と更なる連携を図り、構築したネットワークをどう生かしていくか、今後の展開が問われています。

⑤ 今後の在り方

年度内に参加団体を交えて会の在り方の検討を行っています。事例テーマを設定し、関連する機関が事例報告を行い、参加団体が情報や意見の交換を行える会とします。

(2) 支援検討部会



① 目的

専門的な分野の各関係者から相談事例に対する助言や意見等をいただき、適切な支援につなげていく。

生活支援相談センターの運営や体制、事業についても助言・意見等をいただく。

② 経過

平成26年3月に支援検討会議として開催しました。同年6月、名称を支援検討部会に変更、各専門分野の団体に運営協議会が委員として委嘱を行う形式としました。

9名の委員で構成され、平成27年6月に第1回支援検討部会を開催しました。奇数月ごとの定期開催をしており、平成26年度は計5回実施しました。

③ 今後の在り方

平成27年度は新たに精神保健分野にも委員を委嘱することとなりました。困難事例についてだけでなく、今後の高知市生活支援相談センターの運営に関する課題や事業に対しても助言・意見をいただける場として継続していきます。

(3) 庁内連絡会

※高知市福祉管理課（主管課）が主催



① 目的

生活困窮者に関わる市の関係各課と生活支援相談センターとの連携を円滑に行えるようにする。市の関係各課とともに包括的・早期的な対応を実現していける体制づくりを行う。

② 経過

- H26. 6. 6
- ・センター実績報告
 - ・H26年度事業計画について
 - ・個人情報の取扱いについて

③ 今後の在り方

モデル事業実施前より、主管課である福祉管理課の呼びかけで庁内の関連各課の課長補佐級の職員に参加を依頼し開催してきました。

平成27年度も必要に応じて随時開催していくとともに、担当レベルの職員が課題ごとに支援の現場における連携方法等について協議する会を実施していく方向で調整しています。

すでに市の各課主催で開催されているさまざまな会議との統合・共催を視野に置いて協議を進める方向です。

4 活動状況

(1) 平成 25 年度の活動実績

■ケース会議 <全9回>

日程	内容	主催	参加人数
1月7日	精神障害者の情報共有及び今後の支援について	就労サポートセンターかみまち	7名
1月14日	地域での見守り，出産・育児に対する支援体制の検討	高知市生活支援相談センター	4名
1月20日	高齢者虐待の疑い，今後の支援について	南部地域高齢者支援センター うしおえ出張所	5名
1月24日	高齢者虐待の疑い，今後の支援について	高知市生活支援相談センター	5名
2月4日	保護観察中の困窮状態への対応について	高知市生活支援相談センター	7名
2月12日	高齢者の金銭搾取に関する協議	東部高齢者支援センター	8名
2月13日	施設入所に関する協議	南部地域高齢者支援センター うしおえ出張所	4名
2月19日	世帯に関わる関係者の情報共有	高知市生活支援相談センター	9名
3月5日	問題行動の有る施設入所者の対応について	地域定着支援センター	2名

■研修会 <全10回>

日程	内容	開催場所	出席人数
2月3日	中四国ブロック連絡協議会	徳島市	2名
2月6～7日	四国ブロック市町村社会福祉協議会研究協議会	高知市	5名
2月8日	地域定着支援センター 講演会	高知市	3名
2月10日	自殺対策相談支援専門研修	高知市	3名
2月14日	ひきこもり支援者連絡会	高知市	1名

2月20日	地域定着支援センター	高知市	1名
2月20日	DV対策・連携支援ネットワーク会議研修会議	高知市	2名
3月3日	中央西福祉保健所・事例検討会	佐川町	2名
3月7日	生活困窮者自立促進支援モデル事業推進会議	東京都	1名
3月8日	アクション・薬物関連問題連絡会議及び研修会	高知市	1名

■職員の講師等の派遣について <全15回>

日程	内容	参加人数
12月16日	南部ブロック会	10名
12月19日	高知市地域高齢者支援センター担当者連絡会	20名
1月7日	民生委員・児童委員会長会	40名
1月9日	中央西福祉保健所 勉強会	33名
1月10日	福祉事務所 就労促進員 定例会	14名
1月28日	高知市新任民生委員児童委員研修会	60名
2月12～21日	民生委員連絡協議会ブロック会 (全5回)	720名 (5回計)
2月20日	はすのは勉強会	11名
2月28日	北部地域医療カンファレンス	100名
3月4日	高知保護観察所・自立困難な対象者の福祉支援等に関する 連絡協議会	2名
3月8日	江ノ口社会福祉協議会「ふれあいの会」	160名

■視察受け入れ <全13回>

日程	視察機関（主団体）	受入人数
11月24日	厚生労働省	3名
11月25日	ルーテル大学	1名
12月4日	日本共産党市議	1名
12月6日	新こうち未来会派市議	7名
12月18日	長崎市社会福祉協議会	2名
12月19日	春野地区民生委員児童委員協議会	5名
1月23日	地域ケア政策ネットワーク	1名
2月4日	厚生労働省	1名
2月6日	全国社会福祉協議会	2名
2月7日	徳島県下社会福祉協議会（11団体）	27名
2月14日	東松島市社会福祉協議会・東松島市福祉事務所	3名
2月17日	高知市スクールソーシャルワーカー	6名
2月27日	日本福祉大学	3名

(2) 平成 26 年度の活動実績

■外部への視察について <全 8 回>

日程	名称 <内容>	参加人数
4月17日	高知刑務所視察勉強会 <地域定着支援センター主催の高知刑務所見学会>	2名
5月14日	救護施設誠和園への見学 <シェルター利用協議>	3名
7月9日	児童自立生活援助事業 自立援助ホームへの見学 <自立援助ホーム南風の成り立ちや運営・支援状況について>	5名
8月21日	高知市商工会議所視察 <生活困窮者の出口支援における産業振興との連携について>	1名
9月30日	第1回高知刑務所見学会	3名
10月9日	第2回高知刑務所見学会	4名
11月19日	おかざき農園(就労継続支援B型事業所きずな)見学会	3名
3月10日	第3回高知刑務所見学会	2名

■職員の参加した研修会について

【厚生労働省主催の指定研修会】 <全 7 回>

日程	名称 <内容>	参加人数
7月14日～	(厚生労働省主催) 主任相談員研修・前期	1名
8月26日～	(厚生労働省主催) 主任相談員研修・後期	1名
9月10日～	(厚生労働省主催) 相談員研修・前期	1名
10月9日～	(厚生労働省主催) 相談員研修・後期	1名
11月7日～	(厚生労働省主催) 就労支援員研修・前期	1名
11月21日	(厚生労働省主催) 岡山県・家計相談支援員実践研修	1名
12月10日～	(厚生労働省主催) 就労相談員研修・後期	1名

【外部研修会】 <全 4 1 回>

日程	名称 <内容>	参加人数
4月24日	生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議	1名
5月13日	南国市あんしん生活サポートセンター・勉強会	4名
6月13日	社会福祉協議会活動全国会議	1名
6月14日	第7回こうち家族療法勉強会	3名
6月28日	生活困窮者自立支援制度シンポジウム	4名
6月29日	Talk Café・生活困窮と自立支援	2名
7月14日	第1回アディクション薬物関連問題関係者会議	1名

7月22日	高島市社会福祉協議会 情報交換会	2名
7月22日	生活困窮者自立支援法研修	2名
7月24日	若者の学びなおし自立支援事業	2名
8月2～3日	第12回四国地域福祉実践セミナー in 香川・高松市 第18回こんぴら地域福祉セミナー	2名
8月22日	都市政策研究交流会	1名
8月27日	若者キャリア支援セミナー	1名
8月27日	高知弁護士会「くるみ」との勉強会	4名
8月28日	第2回アディクション薬物関連問題関係者会議	1名
9月5日	セカンドハーベスト・ジャパンの説明会	4名
9月5日	ディーセントワーク委員会例会	3名
9月18日	法テラス高知地方協議会「地域移行支援分会」	4名
9月26日	H26年度ひきこもりに関する普及啓発研修会	1名
10月14日	法テラス高知弁護士による勉強会「支援者の為の刑事事件手続き」	7名
10月16日	高知県地域定着支援センター連絡会	1名
10月17日	高知地方検察庁 情報交換会	2名
10月18日	高知うるこの会 自殺対策講演会	1名
10月26日	こうちネットホップフォーラム	3名
11月8～9日	第1回生活困窮者自立支援全国研究交流大会	7名
11月10日	高知県社協・ブロック別情報交換会	2名
11月11日	法テラス高知地方協議会「こども分会」	2名
11月23日	いま『協同』が創る2014全国集会 in 九州・沖縄	3名
12月6日	高知県定着支援センター講演会	1名
12月7日	高知県やいろ鳥の会講演会	1名
1月9日	「非行少年との向き合い方」講演会	2名
1月21日	高知県生活困窮者自立支援モデル事業研修会	3名
1月21日	南部・春野地域 多職種他機関交流会	1名
2月10日	ディーセントワーク委員会例会	1名
2月13日	第2回自殺予防関係機関連絡調整会議	1名
2月15日	家族のサバイバルマネープラン講演会	2名
2月19日	高知県地域定着支援センター連絡会	1名
2月27日	平成26年度相談関係機関連絡会	1名
3月4日	法テラス高知地方協議会「第2回地域移行支援分会」	2名
3月12日	高知だるくの会運営委員会	1名
3月20日	アディクションフォーラム高知2015	1名

■職員の講師等の派遣について <全11回>

日程	会の名称	内容
6月15日	高知県視力障害者の生活と権利を守る会	高知市生活支援相談センターの概要について
6月28日	生活困窮者自立支援制度シンポジウム	高知市のモデル事業の現状について
7月30日	高知県女性相談支援センター&ソーレ相談員研修	生活困窮者自立支援制度の概要 高知市生活支援相談センターの概要と受付事例について
8月2～3日	第12回四国地域福祉実践セミナーin香川・高松市 第18回こんぴら地域福祉セミナー	【パネリスト】 生活困窮者支援の取り組み～地域で孤立する方への支援～
8月8日	第1回自殺対策予防関係連絡会議	高知市生活支援相談センターの概要について
8月27日	地域包括支援センター連絡会	高知市生活支援相談センター活動報告について
10月26日	こうちネットホップフォーラム	【パネリスト】 ～生活困窮者支援における連携課題と方向性を探る～
1月21日	高知県生活困窮者自立相談支援モデル事業研修会	相談事例発表
2月7日	生活困窮者自立支援フォーラム in 高知	【パネリスト】 当事者と生活支援相談員がともに登壇し発表
2月27日	平成26年度相談関係機関連絡会	「生活困窮者支援の取り組みについて」高知市の取り組みと現状
3月12日	隣保館職員研修	高知市生活支援相談センターの概要について

■視察の受入について <全22回>

日程	受け入れ先	人数
4月14日	南国市役所・社会福祉協議会	8名
4月23日	室戸市役所・社会福祉協議会	6名
5月2日	国立社会保障・人口問題研究所, 山梨県立大学	5名
5月12日	愛知県一宮市議会	1名
5月20日	高知県立精神保健福祉センター	3名
5月23日	香南・安芸市役所, 社会福祉協議会	7名
6月5日	高知刑務所処遇部	2名

6月25日	八幡浜市社会福祉協議会	3名
6月27日	日本福祉大学・地域ケア研究推進センター	2名
7月2日	伊丹市役所・社会福祉協議会	2名
7月3日	長野市議会	5名
7月22日	高島市役所・社会福祉協議会	4名
8月18日	美馬市社会福祉協議会	3名
10月3日	野洲市役所	3名
10月31日	尾道市役所・社会福祉協議会	3名
11月13日	兵庫県市長会	8名
11月25日	出雲市社会福祉協議会	3名
12月15日	高知労働局	6名
12月16日	四国中央市役所・社会福祉協議会	14名
1月19日	新居浜市社会福祉協議会	16名
3月4日	栃木県社会福祉協議会	2名
3月23日	東広島市役所・社会福祉協議会	4名

(3) モデル事業における広報・周知活動

平成 25 年度

【各種広報誌への掲載】

1. 社協便り（高知市社会福祉協議会広報誌）
2. ノーマライゼーション（障害者福祉センター広報誌）
3. あかるいまち（高知市広報）

【高知市ホームページへの掲載】

【周知・広報の為にチラシ作成・配布】

センターを開所した初年度についてはメディアや新聞などの報道に加え、広く住民や関係者に窓口周知がされるよう既存の媒体を活用した広報や、様々な関係機関・団体においてもセンターの窓口案内がなされるようチラシを作成して配布を行いました。

平成 26 年 2 月 12 日～21 日にかけて計 5 日間

【民生委員児童委員協議会連合会ブロック研修会】 13:00～16:00

平成 26 年度

平成 27 年 1 月 31 日

【暮らし何でも相談会】 11:00～14:00 ※「参考資料」39ページ

場所：高知市中央公園

内容：（相談ブースの開設）法テラス弁護士 3 名とセンター職員による無料相談会を開催し、計 5 名の相談に対応。

（寄付品提供）市社協の各事業所からの寄付品（野菜、衣類、タオル等）及びセンターで無償提供を受けたアルファ米等の配布。

（豚汁提供）当日来場の方に対し、無料で豚汁約 200 食を配布。

平成27年2月16日～25日にかけて計5日間

【民生委員児童委員協議会連合会ブロック研修会】 13:00～16:00

※会場と地区民児協名

- 2月・16日 (サンピア) 大津, 高須, 三里, 下知, 五台山, 介良, 南街
- ・18日 (高知会館) 朝倉, 鏡, 旭, 鴨田
- ・20日 (高知会館) 上街, 小高坂, 初月, 秦, 高知街, 土佐山
- ・23日 (サンピア) 御昼瀬, 浦戸, 潮江, 長浜, 春野
- ・25日 (高知会館) 北街, 布師田, 江ノ口西, 江ノ口東, 一宮

全5日間にかけて、1名ずつ相談員を派遣して、参加された地域の民生委員に対してセンターの概要に加え、モデル事業期間中に民生委員から実際に相談を受けて解決に向かったケースや、協働して支援にあたっているが解決の糸口が掴めていない困難ケースなどの発表を行い、平成27年度の新法施行に伴う制度や生活困窮者支援の窓口周知に努めました。

平成27年1月下旬～2月初旬(※地域によって配布時期に差がある為)

【高知市広報「あかるいまち」パンフレット全戸配布】 ※「参考資料」35ページ

平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に伴い、高知市広報「あかるいまち」とともに制度周知の為のパンフレットを高知市の全戸に配布を行いました。

平成27年3月20日

【生活困窮者就労訓練事業の制度説明会】 10:30～12:00

場所：あんしんセンター3階 中会議室

内容：本格施行となる生活困窮者自立支援法における就労訓練事業(任意事業)について、高知市内の社会福祉法人に向けての制度周知や生活困窮者自立支援の出口確保の為の連携を促進する目的で、高知市福祉管理課と共に開催しました。

5 モデル事業の考察

(1) モデル事業の効果

～新しい生活困窮者支援のかたちを目指して～

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設する意義があり、①生活困窮者の自立と尊厳の確保と、②生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標とし、新しい生活困窮者支援のかたちを実践しようとしています。

生活困窮者自立支援制度の理念	
1. 制度の意義	※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。
本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。	
2. 制度のめざす目標	
(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保 ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。 ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。 ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。	
(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。) ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。	
3. 新しい生活困窮者支援のかたち	
(1)包括的な支援 ...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。 (2)個別的な支援 ...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。 (3)早期的な支援 ...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。 (4)継続的な支援 ...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。 (5)分権的・創造的な支援 ...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。	

高知市における生活保護率が相対的に高い傾向にあることは、以前から問題提起されており、第2のセーフティネットの拡充が課題となっていました。センターは、既存の相談センター(多重債務や高齢、障害など)では対応ができない相談機能を強化した総合相談窓口としての役目を果たすこととなりました。

センターでは、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、広く相談を受け止め、本人の抱えている問題や課題の身体的・心理的・社会的な経過と現状を把握し、状況に応じた支援が行われるよう関係機関とつながり、包括的かつ伴走的に支援を行ってきました。生活困窮者支援を進めるうえでは、生活困窮者を早期に把握する地域ネットワークづくり、包括的な支援体制づくり、自立した生活を継続するための働く場や居場所の整備が必要であり、本格施行前から就労訓練事業に関する取組や家計相談支援の知識や方法を取り入れてきました。

モデル事業を実施した成果を、A. あらゆる生活課題への対応、B. 関係機関ネットワークによる支援の基盤形成、C. 住民主体の地域づくりの3点にまとめて考察を行います。

A. あらゆる生活課題への対応

ア 総合相談窓口の機能と包括的な支援の模索

このモデル期間での成果は、総合相談窓口を担う生活支援相談員が日々の相談を受け止め支援を模索してきた結果であり、はじめから生活困窮者への支援が展開されてきたわけではありません。そもそも、市の直営でも市社協への委託でも人材確保が困難であり、この事業を受託できる体制ではなかったことから運営協議会を設立した経緯があります。このことは、相談支援の専門性が必要であるが、十分な人材確保ができない状態からのスタートを意味するもので、本格施行になる平成27年4月に向けて生活困窮者支援の基盤を創ることが、このモデル事業の課題であったと言えます。

基盤づくりの第1は、センターが「総合相談窓口として全ての相談をことわらない」、
「困難な状況でも当事者への支援をあきらめない」、
「課題の解決につながるまでなげださない」の3原則を掲げ、日々寄せられる相談を受け止めることを実現できたことです。寄せられる初期相談経路は「本人からの相談」が高い割合を示していますが、平成25年度末から26年度にかけては「関係機関・関係者からの紹介」が増加しており、センターが事業周知の取組を実施してきた結果、生活困窮者の相談窓口として関係機関への周知につながり、確かな信頼をつかんだといえます。また、パンフレットの全戸配布による制度周知も効果が高いことがわかりました。

初期相談内容は、1回の相談において平均すると2.5件程度の複数課題を抱えている事が明らかになっており、生活支援相談員は、相談の際に丁寧な情報収集を心がけ、家族や知人からの相談であっても、できるだけ本人と会い個人個人の状況に応じた支援を実施できるよう努めてきました。

第2は総合相談の窓口に対応する包括的な支援の体制を整備することです。初期相談の段階で、“課題の整理”と“既存の制度や専門機関での対応”ができるケースも多く、今まで困っていたことの相談先が分からず制度につながらなかった方々を適切な制度へ届ける支援をし、包括的な支援の窓口としての役割を果たしています。生活支援相談員がアセスメントの結果、他機関での対応が適切と判断した場合には、他機関の担当者へ連絡を入れるか、同行するかして確実につなぐようにしています。総合相談のためのセンターを市役所の徒歩圏内に設置し、高知市社会福祉協議会の各種相談・支援部門に併存して配置することで可能にしました。

高知市社会福祉協議会の「共に生きる課」には生活福祉資金貸付や成年後見等の相談員が配置されており、センターへの相談の中で貸付や成年後見等課題が含まれる場合には両方の

相談員と一緒に相談に入ります。また、逆に生活福祉資金貸付の対象とならなかった相談者がセンターに紹介されるなど、日々の業務ですみやかな連携が図られています。

第3には、生活課題を抱える相談者に対し、緊急的な支援の開発・実施を行うことです。地域住民からの寄付である物品の提供、食糧の支援等、発見した課題を埋め戻さないために、各関係機関の協力を得て生活をつなげていくことを模索してきました。また制度の狭間にある「ゴミ屋敷問題」や「ホームレス」、「ひきこもり」等への支援に関しても、既存の関係機関と協働しながら、一つ一つのケースに寄り添い、支援を実施してきました。

第4は、相談員の家計相談支援のツールを習得することです。相談を受ける中で、経済的困窮の要因になっている家計管理未形成への支援が必要な方も一定数来られており、相談員は家計相談支援のツールを取り入れたり、全国研修へ参加したりと、支援の幅を広げる努力をしてきました。しかし、支出に債務等大きな問題があっても本人が解決に向けての意思決定ができなかったり、相談者とともに家計の課題を「見える化」しても、生活再建に向けて本人の意欲を引き出すことが難しく、苦慮するケースが目立ちました。世帯のセンシティブな情報であるために、踏み込まれたくないという相談者の思いを感じることも多くありました。多様な問題に対応するために、相談員には丁寧に相談者の話を聴き、ニーズを的確に把握するようあらゆる側面から理解を深めていくことが求められるため、全国研修への参加のほか、センター独自のスキルアップ研修なども行い、職員の質の向上に努めてきました。

イ 困窮予防を目指した就労支援

相談内容における「仕事探し、就職」については全相談件数の約14%となっており、割合としては高くありません。背景には、経済的な課題を抱えたまま地域生活を継続し、どこに相談に行けばいいのかわからず問題を先送りにしてきた結果、困窮しつづいた状態でセンターへたどり着く方が多いことが挙げられます。今お金がない人にとって「就労して収入を得る」支援そのものが自立を促す視点を持ちながらも生活を困窮させてしまうといった後手に回ってしまう結果を生むため、経済的な建て直しについて一旦は生活保護を受給して基盤を整えることが必要となってしまうています。生活保護制度では、担当ケースワーカーの就労指導に加え、就労促進員による支援をきめ細かく行っており、またハローワークと連携した生活保護受給者等就労自立促進事業を近隣のビル内で、ハローワークのナビゲーターと共に行っています。センターは、初期相談の中で就労の課題を捉えていたとしても、生活保護受給となった場合は担当のケースワーカーへアセスメントで得た世帯の課題を引継ぎします。担当ケースワーカーが出来ない部分については、センター職員が引き続き関わる場合もありますが、就労支援に関しては福祉課の就労促進員がメインとなって本人に関わることとなります。ハローワークの統計によると、この就労支援で約6割が就労することができていると

のデータもあります。また高知市の有効求人倍率は平成 27 年 4 月に 0.92 となり雇用情勢は回復している傾向にはあります。

その中で、センターに寄せられる就労支援が必要なケースというのは、経済的に困窮に陥る前段で、ハローワークに一人で行くことができない人という限定された範囲の対象者が浮かび上がってきます。

こうした一般企業で働きづらい人に対して、本人に応じた柔軟な働き方を提案するのが就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）であり、一般就労と福祉的就労の間の事業として、生活困窮者の自立に向かう出口支援として位置づけられています。

モデル期間中に、社協のデイサービスにて中間的就労を行い、離職をして長い間社会との接点から遠ざかっていた人が自信をつけて一般企業への就労に繋がったケースもありました。中間的就労の受け入れ先として、社会福祉法人への説明会を高知市福祉管理課が主体で行い、センターとしても事業の説明を行いました。社会福祉法人は、制度改革により生活困窮者支援といった地域貢献事業への参画が求められています。説明会では、一定の理解を示す法人が取組に関心を見せたものの、大半が自主事業に手一杯でその他の支援に取り組むことに足踏みをしている現状もあります。今後も引き続き、社会福祉法人等への働きかけを行っていく必要があると考えています。

ウ 生活困窮者と住居確保への支援

モデル事業期間にセンターに寄せられた相談件数 990 件のうち、初期相談内容“住まいについて”は 198 件でした。“住まいについて”の相談には、市営住宅の入居や家賃の支払に困っているといた相談が含まれており、高知市住宅課から紹介されるケースや、福祉管理課等からホームレスの方の住居確保支援依頼等がありました。その内、緊急的な住居確保支援を必要とするケースは約 40 件あり、その日の雨露をしのぐための施設やシェルターの必要が感じられました。

住まいを無くしてしまう背景には、DVや虐待のため、家族等といることで命の危険があったり、刑務所を出所したものの帰省先がなかったり、精神疾患を抱えていて問題に気付かず路上生活に至った等、それぞれに事情がありました。社会から孤立し既存の制度でのシェルター機能では対象外となり、また民間のシェルターに辿り着ければ支援を受けられるが、その情報さえも持っていない状況でした。公的な一時避難所が制度外の相談者を受け入れることは難しい反面、民間のシェルターには財源的にも専門的なスキルをもったスタッフの確保にも限界があり、早急な整備が必要であると考えます。

B. 関係機関ネットワークによる支援の基盤形成

ネットワーク構築は生活困窮者支援を推進するために必要不可欠であったことから、センター開所当初から各関係機関を訪問し、相互の役割を知り、協力依頼をするなどの連携を深め、困窮者支援に留まらず幅広い分野でのつながりを作ってきました。3-(1)で述べた“こうちセーフティネット連絡会”を基に、様々な関係機関と日々の相談業務で密な連携を図ることができています。次にそのいくつかを例示します。

ア. 行政機関の庁内各関係課との連携

モデル事業は高知市健康福祉部福祉管理課が主管課として事業を実施し、センターの運営を担っています。このモデル事業実施にあたり庁内の連絡会を開催し、生活困窮者支援制度の周知や、税の滞納など経済的な困窮を課題背景とする市民に対しセンターの情報提供を依頼する活動を行ってきました。特に国民健康保険の担当課や市県民税等の徴収担当課とは、個別に協議し、相談者が窓口で同じ話をしなくて済むよう「連絡票」を作成しました。また、相談員の質の向上と連携を目的に、市の業務や制度について各課の職員に講師を依頼し、月1回センターで勉強会を開催しています。初回に講師を依頼した高知市消費生活センターは、以前から借金や多重債務相談に対応してきており、勉強会を通じて連携を深めることで相談者の課題解決がスムーズに行くケースもありました。

しかし、全庁的なセンターの周知はまだ十分ではなく、必要な課とケースを通じてネットワークの構築が進んだことがモデル事業の成果であり、庁内連携は今後も課題となっています。

イ. 法テラスや弁護士会との庁外連携

以前から高知市社会福祉協議会は、権利擁護支援を強化する立場から法テラスや高知弁護士会の弁護士と連携を密にしてきました。特に高知市成年後見サポートセンターの運営委員会や支援会議では弁護士に出席を依頼し、毎月のようにケースを検討する機会を持っています。センターでも、開設当初から法律関連の相談のつなぎ先として法テラスを活用しており、困難なケースに関してはケース会議に弁護士の参加を依頼する等、連携を図っています。3-(1)(2)で述べた「こうちセーフティネット連絡会」、「支援検討部会」のほか、弁護士会が主催する“こころの相談会”への会場提供や相談員の派遣、センターが主催した「暮らし何でも相談会」の弁護士ブースへの協力、相互の勉強会への参加など、日頃から相談できる関係にあることは、生活困窮者の支援を進める上で必要不可欠となっています。

平成27年度からは法テラスの指定を受け弁護士による無料法律相談(月1回)を実施するに至り、また以前から高知市社会福祉協議会で行っていた法律相談(月1回)の場所をニッセイ高知ビルに移して実施することとなり、更なる支援の充実を図ることが期待されます。

ウ. 刑余者に関わる団体との連携

「生活困窮者と住居確保の支援」の項でも述べたとおり、刑務所を出て帰る先がない方の相談もセンターへ寄せられるため、各関係機関との連携が必要不可欠となりました。触法の障害者や高齢者に対しては高知県地域生活定着支援センターが支援しますが、障害の疑いがある方や年齢が65歳に達していない方は、民間の支援団体が受け入れを行っていました。

刑務所は、本人に対する支援の必要性を把握していても出所後社会での生活を定着させるための支援をする機関が見つからず、やっと出所したのに再犯で戻ってくるという課題を抱えています。また、検察庁では、起訴されなかった人たちを保護司と連携して支援していますが、その人たちが地域での生活のしづらさを抱えていることに気付いていながらも、相談窓口として紹介できる社会資源を活用できていなかったりと、それぞれの機関での課題を抱えていました。こうちセーフティネット連絡会は参加した関係機関が他の多分野の機関の担当者となり、声をかけやすい関係となることで支援の幅や方法を広げていく機会となっています。

C. 住民主体の地域づくり

生活困窮者の自立相談支援において、行政が市社協と一体的に運用する運営協議会方式を採用した理由のひとつには、生活困窮者支援が一つの支援機関だけでは解決できず、生活困窮者を早期発見できる地域との協働と地域で支える環境とが必要不可欠であったことも挙げられます。

地域づくりの必要な理由の第1は社会的孤立への対応があります。実際、センターに寄せられた相談の中には、自分の困りごとを解決できず孤立し、結果として問題が複雑化し、社会からの排除が重なるケースもありました。経済的な困窮の背景の一つに社会的孤立があり、経済的困窮だけを解決しても根本的な解決とはならないと感じています。しかし、地域の中で本人の居場所と出番をいかに暮らしに取り入れることができるか、その受け皿である地域づくりをどう進めていくか、生活支援相談員が日々の相談支援に対応しながらこの役割を担っていくのは非常に困難です。

第2に地域づくりには、高知市社会福祉協議会の地域協働課との連携が必要です。行政と社協が一体的に事業を実施したことは、①早期発見・早期支援を実現する地域活動を活性化させる取組との連携、②問題解決に向けて一緒に支援を行うことの2点が大きく機能したものであったといえます。当センターの同フロアに高知市社会福祉協議会の「地域協働課」があります。コミュニティソーシャルワーカー8名が、それぞれの地区での地域づくりを推進し、民生委員や住民に寄せられる相談に対応しています。その中で経済的な困窮で複合的な課題を含む相談は、当センターの相談員に支援の依頼があり、協働をしてきました。また、相談者の地域での居場所や出番づくりにつなげるため、地域のサロン等の情報をコミュニテ

ィソーシャルワーカーに聞いたり、ボランティアセンターへつないだり、ケースを通じ連携をしてきました。

平成 25 年 3 月に「高知市地域福祉活動推進計画(平成 25 年～30 年)」を、高知市と高知市社会福祉協議会の共同で策定し、住民主体の助け合い・支え合いの活動の仕組みづくりを支援する計画を現在遂行しています。平成 27 年度はその計画の見直し時期となっており、見直しにあたり地域福祉計画の中で生活困窮者の支援に関しても検討を行うため、地域住民のアンケートに生活困窮者の調査を盛り込み、今後の地域福祉活動への展開を検討しています。

(2) モデル事業の課題

前項のモデル事業の成果でも述べましたが、生活困窮者支援の基盤を創ることが、このモデル事業の課題でした。先の考察で挙げたとおり関係機関と協働し取り組めたこともありますが、決して十分であったとはいえません。①総合相談機能の強化、②「出口」としての社会資源の確保、③制度周知の強化、という3つが今後の課題となっています。

① 総合相談機能の強化

様々な課題を抱える生活困窮者の相談窓口として門戸を開いたことは成果として挙げましたが、生活困窮者が自ら SOS を発信することができず支援につながらないことも想定されます。「待ちの姿勢」ではなく、問題が深刻になる前に相談できる窓口としての活動が今後の課題となっています。また相談支援を行っていく中で、相談が課題解決の第一歩であること、相談体制を充実させ、強化させていく必要を感じています。そのため、職員の資質向上、訪問相談での対応等の工夫も必要となってきます。

② 「出口」としての社会資源の確保

任意事業や支援メニューを取り揃えても、結局はそれに当てはまらない方がいて、既存ではなく個人の状況のあった支援をコーディネートする必要があります。「出口」となる社会資源を発見するため、福祉分野に留まらず連携を深めてきましたが、まだ十分に自立に向けた「出口」を確保したとはいえません。

特に就労分野との連携は、今後の課題となっています。先にも述べた生活保護受給者等就労自立促進事業では就職率が6割以上という結果が出ており、全国でも生活困窮者支援と被保護者就労支援事業を一体的に実施している自治体が約半数あり、「出口」支援として連携が不可欠です。相談員同士の情報交換等を行い、連携を図っていこうとしています。また、中間的就労の受入先の開拓も今後の課題となっています。

③ 制度周知の強化

機会あるごとに関係機関や民生委員・児童委員に説明をし、制度説明とセンター案内のパンフレット全戸配布を行いました。また、まだ制度を十分周知できていないとはいえません。生活困窮が自己責任ではなく、誰しもの可能性がある課題と捉え、関心を向けることができるよう、働きかけを行っていく必要があります。

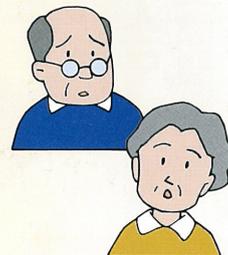
(1)ーBーアでも述べましたが、庁内におけるセンターの取組の周知は十分ではなく、必要な課とケースを通じてネットワークの構築を進めてきたところです。直接市民に対応する市職員が滞納等の背景にある生活困窮をキャッチし、制度の狭間に陥らないよう手を差しのべ繋ぐために、事業の周知やセンターとの連携を今後も一層進めていく必要があります。

平成27年4月1日から
生活困窮者自立支援法
が施行されます

**ひとりで悩んで
いませんか!?**

収入が
不安定で先が
みえない

お金がなくて
食べ物も底を
つきそう



社会に出たい
けど、きっかけ
がない

解決策が
みつからない
悩みがある

離職して
家賃が支払え
そうにない

生活困窮者自立支援法の概要と高知市の取組についてお知らせします

高知市健康福祉部 福祉管理課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

TEL:088-823-9444 FAX:088-823-9925 メール: kc-120400@city.kochi.lg.jp

相談
窓口

高知市生活支援相談センター

〒780-0870 高知市本町4丁目2番40号[ニッセイ高知ビル3階]

TEL:088-856-5529 FAX:088-856-5549 メール: sien-kochi@piano.ocn.ne.jp

生活困窮者自立支援法の概要

生活困窮者自立支援法は、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に制定されました。

生活困窮者とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされています。

「福祉事務所設置自治体（高知市も該当）は、①自立相談支援事業、②住居確保給付金の支給事業を必ず実施しなければならない（必須事業）」とされています。

「福祉事務所設置自治体（高知市も該当）は、①就労準備支援事業、②一時生活支援事業、③家計相談支援事業、④学習援助事業、⑤その他事業を実施することができる（任意事業）」とされています。

「都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（高知市長も該当）は、一般就労が困難な生活困窮者に対して、個々人の就労支援プログラムに基づき、清掃、リサイクル、農作業等の作業機会の提供を通じた訓練等を行い、就労に必要な知識及び能力の向上を図る就労訓練事業を行う事業者について、一定の基準に適合するものを認定する」とされています。

自立相談支援事業

困りごとを相談員が聞き取り、改善すべき問題の確認とその問題を解決するための支援を行う

必須事業

本人の状況に応じた支援

「住居確保給付金」の支給

安定的に就職活動が行えるように、一定期間の家賃相当額を支給する

就労準備支援事業

就労に向けた基礎能力をつけるための訓練等を行う

一時生活支援事業

住居を持たない方に、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う

家計相談支援事業

家計再建に向けた支援、家計再建資金貸付のあっせん等を行う

学習援助事業

生活困窮家庭の子どもに対して、学習の援助等の支援を行う

その他事業・関係機関、他制度による支援等

就労訓練事業

清掃、リサイクル、農作業等の作業機会を通じた訓練等を行う

任意事業

※上記事業には、対象者要件（収入・資産要件など）が定められているものもあります。

※高知市では任意事業のうち、平成27年度から実施予定の事業と、今後の実施について検討を進めている事業があります。

高知市の取組状況

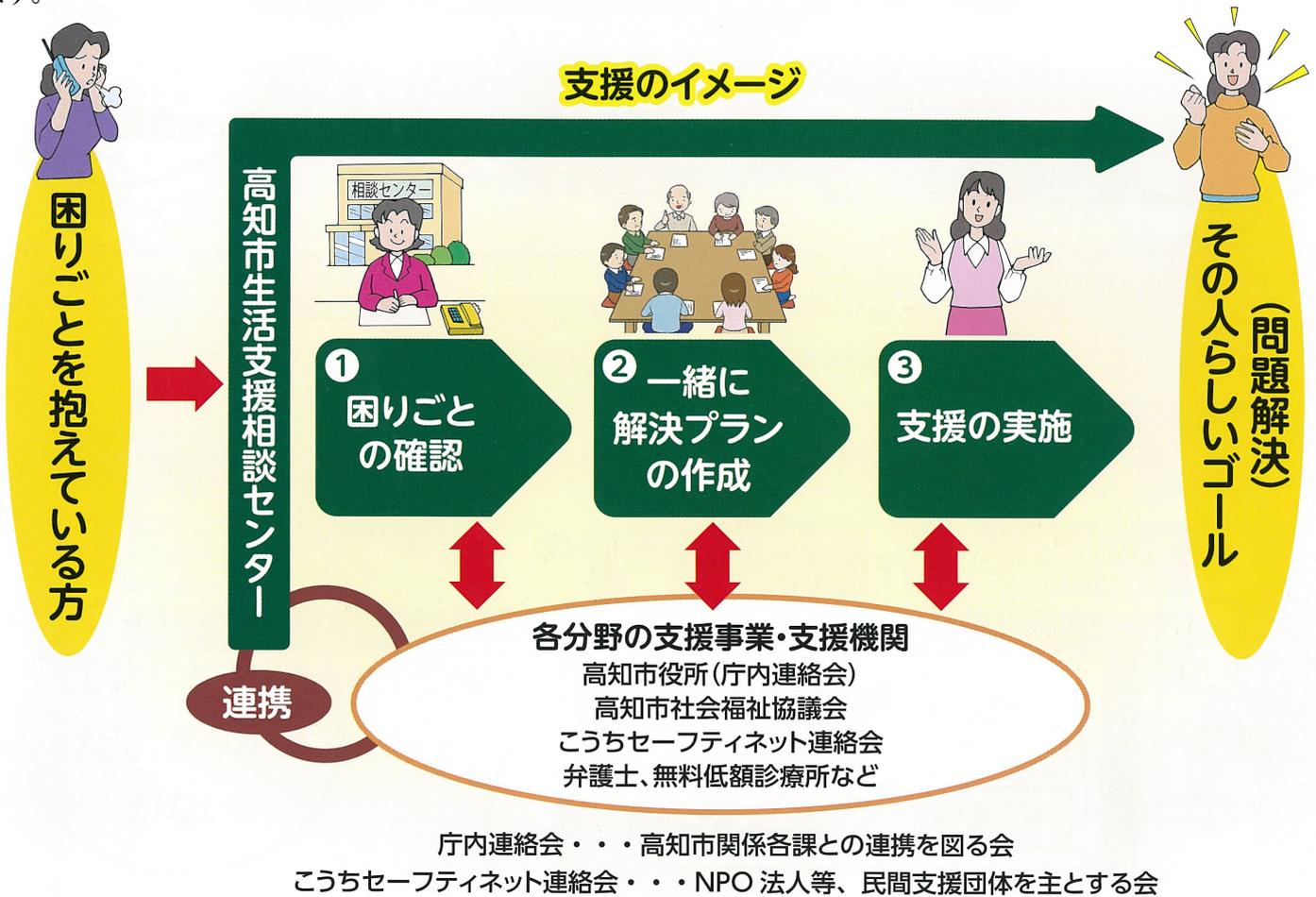
高知市では、国の「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を活用し、平成25年度から自立相談支援事業を中心に取組を進めてきました。

平成27年度においては、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給、任意事業のうち家計相談支援事業、学習援助事業を実施する予定です。なお、その他の任意事業に関しても、今後の実施について検討を進めていきます。

自立相談支援事業として、高知市生活支援相談センターを開所

平成25年10月、自立相談支援事業をモデル的に実施するため、高知市・高知市社会福祉協議会・高知公共職業安定所・こうち若者サポートステーションの4団体で構成する「高知市生活困窮者自立促進支援事業運営協議会」を発足し、平成25年11月には相談窓口として「高知市生活支援相談センター」を開所しました。

開所以来、多くの方からご相談をいただいております。相談件数は平成25年度:238件、平成26年度(12月末まで):444件となっています。



学習援助事業として、高知チャレンジ塾を実施

生活保護世帯等の高知市内の中学校1年生から3年生までの生徒を対象に、学習支援・進学支援を継続的に行うため、平成23年11月に「高知チャレンジ塾」を市内5か所で開始しました。

平成25年度からは実施場所を10か所に増やすとともに、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の一環として事業を行ってまいりました。

『福祉』と『教育』の両分野の連携により、中学生の高校進学を応援しています。



高知市生活支援相談センターのご案内

高知市生活支援相談センターは、暮らし・住まい・健康・仕事・家族など多様な課題を抱えた方々を支援する無料の相談窓口です。高知市、高知市社会福祉協議会、NPO法人等が連携し、誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会の実現に取り組んでいます。

お話をいただいた内容について秘密を厳守し、関係機関との連携が必要な場合は、相談者の同意を得た上で情報を共有します。



聞かせてください その悩み

お電話での相談も可能です。

お気軽に相談ください。

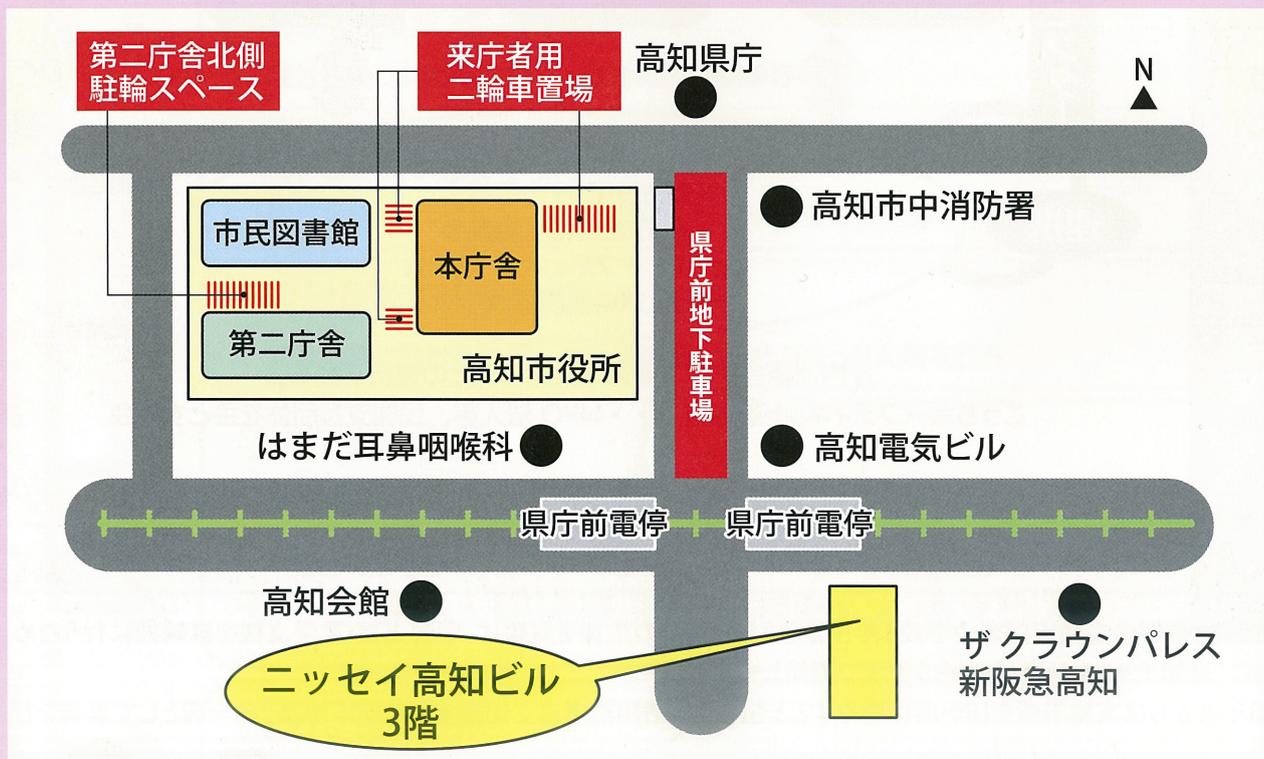
ご予約いただければ、お待たせせずに相談員が対応できます。

〒780-0870 高知市本町4丁目2番40号 ニッセイ高知ビル3階

TEL:088-856-5529 FAX:088-856-5549

メール:sien-kochi@piano.ocn.ne.jp

業務時間 / 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝、年末年始12/29～1/3は除く)



※駐車、駐輪スペースがありませんので、県庁前地下駐車場又は市役所来庁者用二輪車置場、第二庁舎北側駐輪スペースをご利用ください。ただし、市役所新庁舎建設工事に伴い、来庁者用二輪車置場は、平成27年9月以降ご利用いただけなくなりますのでご注意ください。